

名護市教育、学術及び文化の振興に関する
総合的な施策の大綱

(平成 27 年度～平成 30 年度)

平成 27 年 5 月 26 日

名 護 市

目 次

1	はじめに	1
2	大綱の期間	1
3	大綱について	1

政策1 支え合いの心で結ぶ 笑顔あふれるまち

施策1	児童・子育て家庭への支援	3
-----	--------------	---

政策2 ふるさとに誇りを持ち 心豊かな人を育むまち

施策1	青少年健全育成体制の充実	5
施策2	学校教育の充実	7
施策3	社会教育の充実	11
施策4	スポーツ・レクリエーション活動の充実	13
施策5	文化活動の充実	15

1 はじめに

名護市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）第1条の3第1項の規定に基づき定められたものです。

本大綱は、法第1条の4第1項の規定により設置された名護市総合教育会議において、市長及び教育委員会が協議・調整を行い、調整がついた事項について市長が策定しました。

今後、本市の教育行政については、市長及び教育委員会の双方が本大綱で定められた事項を尊重し事務執行を行って参ります。

なお、本大綱は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌したものであり、第4次名護市総合計画及び第2次名護市教育振興基本計画の内容を踏まえたものとなっております。

2 大綱の期間

大綱の期間を、平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

3 大綱について

第4次名護市総合計画後期基本計画2014～2018(平成26年4月名護市策定)の下記の重点プロジェクト及び政策をもって「名護市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」に代えます。

○ 重点プロジェクト 学力向上推進

平成24年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果、沖縄県は全国最下位であり、さらに本市においては県内でも学力が低い状況にあります。

このため、幼児児童生徒の確かな学力の定着を図るため、授業体制及び内容の充実、放課後学習支援の充実、家庭教育環境の改善及び幼児教育の推進に取り組むことで、沖縄県1位の学力の高い地域をめざします。

(1) 政策1 支え合いの心で学ぶ 笑顔あふれるまち

子どもから高齢者まで地域の支え合いによって、互いを尊重し合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心して生活し続けられる名護市をめざします。

このため、児童、高齢者、障がい者（児）等に対する適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、地域での見守り体制や社会参加しやすい環境づくりへの支援を行います(一部抜粋)。

- ・ 施策1 児童・子育て家庭への支援

(2) 政策2 ふるさとに誇りを持ち 心豊かな人を育むまち

名護市の歴史や文化に誇りを持ち、積極的に地域活動やまちづくりに参加する人づくりをめざします。

自らの将来に夢と希望が持てる児童・生徒を育成するため、確かな学力と豊かな感受性を育む学校教育を推進します。また、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを守り育み、いつでも、どこでも、誰でも勉強できる生涯学習社会の実現に向け取り組むとともに、地域やまちに対しての愛着を深め、スポーツの振興、新たな市民芸術文化の創造に努めます。

さらに、国内外や市内外との市民交流を促進し、すべての人が、お互いに理解し、尊重し合う社会の実現をめざします（一部抜粋）。

- ・ 施策1 青少年健全育成体制の充実
- ・ 施策2 学校教育の充実
- ・ 施策3 社会教育の充実
- ・ 施策4 スポーツ・レクリエーション活動の充実
- ・ 施策5 文化活動の充実

施策1 児童・子育て家庭への支援

施策のめざす方向

育児や就学前教育・家庭教育を社会全体で応援する環境づくりを進めるとともに、育児・子育てに関する相談支援や保育サービスの向上を図る等、児童・子育て家庭への支援を行います。また、地域との連携による児童虐待の防止や適切な保護・支援を図るとともに、子どもの居場所づくり、活動の場づくりについても取り組みます。

経緯・現状

- ・都市化や過疎化の進展とともに、世帯規模の縮小や女性の社会進出、地域社会の連帯感の薄れ等により、子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境が大きく変化しています。
- ・そのような状況の下、本市においても地域における子育て力の向上や子育て家庭等に対する支援が求められています。
- ・本市のひとり親世帯は、年々増加する傾向が見られ、経済的支援等制度の周知を図る必要があります。
- ・近年における虐待の様相では、ネグレクト（育児放棄、養育放棄）に関する通報や相談も見られるようになり、その対策が急がれています。
- ・子育て中の親には、子育てに関する知識や経験の不足から育児に対する不安やストレスを抱えている方も多く、適切な支援体制の拡充が求められています。
- ・保育に対する市民ニーズも多様化しており、子育て家庭へのきめ細かい対応が求められています。

【施策に関する市民の声】

- ・公民館、公園等公共施設を利用して多世代交流を実施してはどうか。そこで地域の高齢者が子どもたちの外遊びを指導してはどうか。
- ・子どもが安心して遊べる場所が少ないので、安全な子どもの居場所を増やしてはどうか。大人がサポートする中高校生の居場所も必要。
- ・高齢者と子どもが同時に集う場所があってもいいのではないか。
- ・今、名護市の子どもたちが置かれている状況を市民が理解するために、子ども会育成会活動と連携した取り組みを行ってはどうか。
- ・子どもの生活習慣（生活リズム）の改善を図るため、コンビニ、居酒屋等への午後9時以降の児童、生徒の出入りを禁止にしてはどうか（親との同伴も禁止、親の意識を変えることも必要）。
- ・児童館が遠く利用しにくい。

課

題

- ・児童館の整備、学童保育等による子どもの居場所づくりや安全な遊び場の拡充
- ・中高生の活動の場、居場所づくり等、地域における子どもの育成環境づくり
- ・精神的・肉体的な負担及び不安の緩和・解消等、子育て家庭への支援
- ・子育てに係る経済的負担の軽減
- ・保育所の待機児童の解消や障がい児保育の充実、並びに保育人材の確保・育成
- ・就学前の子どもに対する一体的な保育・教育の実施に向けた取り組み
- ・児童虐待等人権侵害の増加に対する予防・防止及び支援体制の整備・強化

用語解説

※1 子どもの家：地域の方々の参画を得て、放課後や週末等に勉強やスポーツ・文化芸術活動等を通して子どもたちと地域住民との交流活動の拠点となる場。

※2 ファミリー・サポート・センター：おねがい・まかせて会員の相互援助活動（既存の保育施設では対応できない一時的・臨時的な保育ニーズ）の支援を行うもの。



ファミリー・サポート・センター講習会

1. 子どもの居場所づくり

- 児童館の整備、学童クラブへの支援による子どもの居場所づくりに取り組みます。
- 地域公民館等を活用した「子どもの家」※¹の拡充を図り、子どもの居場所づくりを支援します。
- 中高生の居場所の確保を図ります。

2. 子育て家庭、児童への支援

- ファミリー・サポート・センター※²事業の推進等により、子育て環境の充実を図ります。
- 子育てに関する相談窓口及び学習機会の拡充を図るとともに、諸手当の支給による経済的支援を行います。
- 親自身が子育てを通じて親として成長する、いわゆる「親育ち」の過程を支援するため、地域子育て支援センターを拡充します。

3. ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭への経済的支援を図るとともに、ひとり親家庭の自立促進に向けた支援を行います。

4. 保育サービス及び保育環境の充実

- 保育サービス及び保育環境の充実を図るため、保育士等の人材確保や、施設整備に取り組みます。また、障がいがあっても身近な地域で保育サービスが受けられるよう、引き続き障がい児保育サービスの提供を行います。

5. 就学前の子どもに対する一体的な保育・教育体制の整備

- 幼稚園・保育所という枠組みにとらわれることなく、就学前の時期を一貫した幼児教育・保育を受けられる環境の形成を図るため、「認定こども園」の設置や保幼小の連携体制の構築等、一体的な保育・教育体制の整備に取り組みます。

6. 児童の虐待防止と適切な保護

- 名護市要保護児童対策地域協議会※³を活用した関係機関との役割分担のもと、児童の虐待防止と適切な支援を行うとともに、市民に対しては、児童虐待に関する知識の普及・啓発と通告先の周知を図ります。
- 子どもの養育について特に支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する育児・家事支援を行うことで親の孤独感や不安感を解消し、児童虐待の未然防止に努めます。

◆重点的に取り組む活動

- 「親育ち」を支援する子育て支援センターの拡充
- 就学前保育・教育サービスの充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
子どもの家事業	18 箇所	23 箇所
子育て支援センターの設置数	4 箇所	5 箇所
就学前保育・教育サービスを必要とする児童へのサービス提供を進める	待機児童数 49 人	待機児童数 0 人

用語解説

※³ 名護市要保護児童対策地域協議会：要保護児童等に対する支援、児童虐待等について、関係機関(学校、医療、警察、地域、行政)が連携して虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図る。

施策1 青少年健全育成体制の充実

施策のめざす方向

名護市の将来を担う人材育成を図るとともに、次代を担う青少年を取り巻く教育環境の整備を図るため、青少年育成協議会等各種団体等と連携を密にし、市民一体となって健全育成に取り組みます。

経緯・現状

- ・地域におけるつながりは以前より薄れており、子どもたちが安心して過ごせる場所が少なくなっています。
- ・平成25年度現在、子どもたちの居場所づくりとしてPTA等の地域の方々の支援を受けながら、小学校の余裕教室等を活用した放課後子ども教室推進事業「子ども教室」(1校)並びに名護子育て支援塾※1が主体となって運営を行う、地域の公民館等を活用した子どもの家事業「子どもの家」(18箇所)に取り組んでいます。
- ・小学校等におけるスポーツ指導は、保護者等が行っている場合が多く、子どもの教育に関し、指導方針等に課題が見られる場合があります。
- ・子育てやしつけに関する悩みや不安を抱く保護者のために子育て支援講座を開催しています。
- ・青少年犯罪防止活動として、「深夜はいかい防止市民大会」、「全県一斉パトロール」、「夏祭り・さくら祭り夜間街頭指導」、「遊技場等への立入調査」、毎月第3金曜日の「少年を守る日パトロール」を実施しています。
- ・「リーダー研修」や「青少年主張大会」等により、ジュニアリーダーを育成しています。
- ・核家族化の進展や生活様式の変化に伴い、子どもたちの遊び方が変化し、自然の中で遊んだり、異年齢間で遊ぶ機会が少なくなっています。

【施策に関する市民の声】

- ・放課後に子どもが集まり、大人が見守れる場が必要。
- ・公民館等を活用し、子どもの居場所づくりができないか。
- ・中高生やニートの居場所が少ない。
- ・「子どもの家」を知らない家庭も多く、その活動も地域差があるようである。
- ・市内のファストフード店やショッピングセンターのフードコートなどで、小学生が勉強をしているのは良くないのではないか。
- ・夜遅くまで子どもを連れて飲食店等に出歩いているのは良くない。
- ・家庭環境が落ち着いていない子どもは、食事や睡眠等の生活習慣ができておらず、ひいては学力の低下につながっている。
- ・自然に囲まれているのに自然の中で遊ぶ子どもたちが少ない。
- ・名護は自然が豊かなので、ボーイスカウトのような活動を通して環境教育ができないか。

課

題

- ・学校と地域の連携強化
- ・地域の教育力の向上
- ・青少年の指導者の資質向上、指導の充実
- ・家庭間の教育に対する格差の是正、家庭の教育力の向上
- ・次代を担う人材育成の仕組みづくり

用語解説

※1 名護子育て支援塾：放課後の居場所に困っている子どもたちとその父母を支援する目的で、平成13年度に設立。「地域のみんなで育てる子育て」をモットーに会員を募り、「子どもの家」事業等を展開。平成25年度「沖縄タイムス地域貢献賞」を受賞。

1. 青少年の健全育成に向けた取組の充実

- 青少年の健全育成を支援するため、青少年育成協議会を中心とした地域や関係機関との連携強化を図るとともに、青少年健全育成体制の充実に向けたビジョンづくりに取り組みます。その一環として、中高生やニートの居場所づくり等、青少年に関する総合的な窓口の設置に向けて取り組みます。
- 学校や地域、関連部局との連携のもと、有害図書販売店や遊技場への立ち入り調査等を行い、青少年犯罪防止活動の推進を図ることで、青少年の健全育成に取り組みます。
- 子どもの基本的な生活習慣の確立を図るため、市全体で「早寝・早起き・朝ごはん」運動及び「630 運動」の推進を図ります。

2. 地域の子どもは地域で育てる

- 地域の方々の参加・協力を得ながら、小学校の余裕教室や地域の公民館等を活用した子どもの家事業「子どもの家」を推進します。更に、これらの事業の周知・強化を図るとともに、地域人材による活動の活発化に向けて、活動が盛んな地域の事例紹介や情報共有等の活動者への支援に取り組みます。
- すべての親が家庭教育に関する学習や相談等ができる体制を整備するため、「家庭教育支援事業」に取り組みます。

3. 体験学習等の推進による人材育成事業の充実

- 自然を大切に作る心や生きる力を育むため、「リーダー研修」や「どんぐり探検隊」をはじめ、地域や関係機関等との連携による体験学習等や活動の場づくりに取り組み、次代のリーダーを育成します。
- 青少年の指導者に対して、研修や意見・情報交換会等を行い、その資質の向上を図ります。

◆重点的に取り組む活動

- 青少年健全育成体制の充実に向けたビジョンづくりと青少年に関する総合的な窓口の設置
- 子どもの家事業（子どもの家）の拡充
- 自然環境学習等体験学習の推進による人材育成事業の充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
青少年に関する窓口の設置	—	設置
青少年向けの育成事業への参加者数	140 人	300 人
子どもの家実施数	18 箇所	23 箇所
街頭指導の参加者数	1,124 人	1,200 人
社会教育関係団体指導者研修への参加者数	90 人	120 人



名護さくら祭り特設子どもの家



子どもの家合同クリスマス会

施策2 学校教育の充実

施策のめざす方向

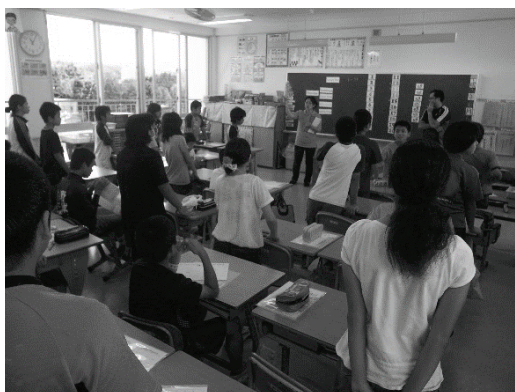
幼児児童生徒が夢を育み自己実現のできる力を培うため、確かな学力の定着を図るとともに、学力向上推進をはじめ、「六諭のころ」を活用した道德教育、基本的生活習慣の確立、幼児児童生徒への理解に基づく生徒指導や特別支援教育の充実等、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりをめざします。

経緯・現状

- 平成24年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果は、本調査で測定できるのは学力の特定の一部に過ぎないものの、沖縄県は全国最下位であり、名護市は県内においても学力が低い状況にあります。
- 年3回、関係機関・団体が連携した生徒指導を実施するため、不登校児童生徒連絡会を開催し、情報交換や指導方法等の連携を行うとともに、中学校区を単位とした校区内ネットワークの形成・拡充に努めています。
- 生徒数の多い5箇所の中学校に、生徒指導支援者^{※1}を配置し、担当教員や教育相談室との連携強化に取り組んでいます。その結果、不登校の児童生徒は5年連続で減少し、平成21年度と比較すると平成24年度は半数に減少しています。しかし、保健室登校等の不登校予備群は未だ多い状況が続いています。
- 不登校児童生徒を対象とした適応指導教室として、「あけみお学級」を設置し、学校復帰に向けた支援を行っています。更に、教育相談室では「あけみお学級」に通うことができない不登校児童生徒への相談及び支援を行っています。
- 支援を要する幼児児童生徒は年々増えていることから、特別支援教育の支援者を配置し、幼児児童生徒や保護者、学級担任への支援を行っています。
- インターネットや携帯電話等の普及により、人間関係づくりに影響が見られ、また、いじめや有害サイトの閲覧等の問題行動の要因となっています。
- 程順則の「六諭のころ」を活用した道德教育に取り組んでいます。
- 現在、公立幼稚園の今後の在り方について検討を行っています。
- 教師は、授業や生徒指導、部活動の指導のみならず、多くの事務作業に追われていることから、子どもと向き合う時間が少ないという状況にあります。

【施策に関する市民の声】

- 地域性に応じた独自の手法で教育力を高める。
- がんばりノートを廃止してほしいという意見が多い地域がある。
- 最近の子どもは勉強で忙しいが、その一方で字が書けない子どももいる。
- 市内に進学校があると良い。
- 公立幼稚園の在り方と子どもの居場所について検討する必要があるのではないかな。
- 特に配慮を必要とする子どもが増加傾向にあり、特別支援員の拡充が必要である。
- 特別支援員が配置されているが、一般の方なので専門的な知識に乏しいため、事前教育が必要。
- 教師が教材研究等をできる機会と時間が必要。
- 先生と児童生徒の関係が「友達」になりすぎる。
- 給食の時間が短く、楽しい食事の時間となっていない。
- 食育・環境・農業のつながりを生かした授業ができないか。
- 名護市には海があるのに泳げない子どもが多いので、水泳指導をインストラクターに依頼するなど、水泳教育の充実ができないか。



学校風景

- ・地域コーディネーターを配置し、学校・家庭・地域連携事業の推進に取り組んでいます。さらに、全小中学校で学校評議員制度※²が導入され、地域に開かれた学校づくりを進めています。
- ・教育研究所においては、教師の資質及び授業力の向上を図るため、調査・研究、研修、教育相談等を推進しています。
- ・複式学級の課題解消を図るため、平成 21 年度に二見以北 4 小学校の統合を行い、更によりよい教育環境の整備に向けて平成 24 年度に小中一貫教育校※³「緑風学園」が開校しました。平成 25 年度時点で 3 小学校で複式学級が見られることから、教育環境の充実に向けて取り組む必要があります。
- ・過疎化・少子化により児童生徒の減少が続いている屋我地地域では、子どもたちにとってより良い教育環境の提供等を図るため、屋我地小中一貫教育校の開校に向け懇話会を立ち上げ、小中一貫教育の検討を行っています。
- ・平成 25 年度現在、31 棟の校舎・園舎が新耐震基準を満たしていない状況です。
- ・平成 25 年度現在、学校給食センターは 5 箇所ありますが、各施設とも老朽化が進んでいます。

【施策に関する市民の声】

- ・沖縄や名護市の歴史に関して勉強する機会がないので、名護市独自のカリキュラムや教材の作成等により、地域のことを知る学習に取り組んではどうか。
- ・文化財案内ガイドや博物館講座、各区に点在する文化財を活用した取組ができないか。
- ・小規模校では、書道や美術といった文化系の部活動がない。



緑風学園（小中一貫教育校）

課

題

- ・幼児児童生徒の確かな学力の定着
- ・学力向上の基礎的要件である基本的生活習慣の形成
- ・教師の指導力の向上
- ・不登校の児童生徒への対応
- ・情報教育の充実
- ・特に配慮を要する児童生徒等への支援
- ・「六諭のころ」の普及拡大
- ・幼児教育の充実
- ・教師が授業や生徒指導に集中できる職場環境の改善
- ・複式学級の課題解消
- ・校舎・園舎の耐震化及びバリアフリー化
- ・老朽化した学校給食施設の再整備及び食育の推進

用語解説

- ※ 1 生徒指導支援者：生徒指導上配慮を要する児童生徒（不登校、保健室登校等）を支援するための指導者。
- ※ 2 学校評議員制度：校長が、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞き、開かれた学校づくりを推進していくためのもので、学校と家庭、地域社会が連携・協力しながら、特色ある教育活動を展開していくことができる。
- ※ 3 小中一貫教育校：義務教育の 9 年間を見据えた教育課程の編成により、一貫した指導方針を 9 年間の全教育活動において機能させていく教育システム。期待できる成果として、一部教科担任制により、専門知識の高い中学校の先生が教科担任となり小学生に授業を教えるなど、授業の進め方が工夫でき、学力の向上が図られること、また、中 1 ギャップの解消等が期待できる。
- 課題として、小学校と中学校の区切りがなくなること、小学校高学年のリーダー性が育ちにくいということが言われている。

1. 確かな学力を身につけさせる教育の推進

- 学校教育においては、幼児児童生徒の確かな学力の定着を図るため、全国学力・学習状況調査における沖縄県1位をめざし、全教育活動を通じて学力向上に取り組みます。その一環として、学習指導支援者の増員や名護市学力向上推進委員会等の活動充実を図るとともに、先進的に取り組む自治体の情報収集に努め、学校における反復学習の定着や家庭学習の在り方の検討等に取り組みます。さらに、学校・家庭・地域が一体となり、基本的な生活習慣の形成や文武両道に向けた取組を推進します。
- ICT※⁴を活用し児童生徒の理解・思考力の伸張を図る「分かる授業」の展開、教師の授業力向上のため、ICT環境の整備を図ります。
- 教師の業務負担の軽減化を図りつつ、子どもの教育・指導にかける時間の充実や教育研究所を中心に教育・指導の研究等の向上に取り組みます。
- 本市における教育課題の解決に取り組むため、名桜大学をはじめとした地域の高等教育機関との連携による学校教育の充実を図るとともに、研究指定校等の設置を通じた特色ある学校づくりを進めます。
- 市内各小中学校に配置されている地域コーディネーターがつなぎ役となり、地域の人材や学生等を活用した学校支援活動に取り組むことで、学習支援体制を拡充し、確かな学力の向上を推進します。
- 教育の機会均等による教育水準の維持向上のため、複式学級の課題解消に取り組みます。
- 子どもたちにとって、より良い教育環境の提供等を図るため、公立では県内初の施設一体型小中一貫教育校である『緑風学園』の教育支援を行うとともに、屋我地地域の小中一貫教育校の開校に向け各種取組を推進します。
- 名護市の豊かな自然や歴史の体験活動等、学校等と社会教育施設との連携による多様な学習機会の充実に取り組みます。

2. 心豊かな人間性を育む教育の推進

- 幼児児童生徒の心豊かな人間性を育むため、「六諭のこころ」を活用した道徳教育を推進します。
- 一人ひとりの幼児児童生徒の理解に基づく指導体制を充実するため、各関係機関や団体との連携による生徒指導の充実、並びに不登校児童への支援に取り組みます。また、インターネットやスマートフォン等の普及に対応した適切な使用に関する指導に取り組みます。
- 一人ひとりの個性を尊重し、配慮を要する児童生徒の自立や社会参加の基盤を築くため、特別支援教育の現状把握を踏まえた、適切かつ効果的な特別教育支援者の配置・確保に取り組み、児童生徒とその保護者、教師への支援を行います。

3. キャリア教育の充実

- 児童生徒一人ひとりが夢や希望を持ち、学ぶ意欲を向上させ望ましい勤労観・職業観及び基盤となる能力や態度の育成を図るため、産学官連携によるキャリア教育の充実を支援します。

4. 幼児教育の充実

- 基本的な生活習慣の形成にとって大切な幼児教育の充実を図るため、「公立幼稚園の在り方検討懇話会」の提言を踏まえた基本方針に基づき、望ましい幼児教育の在り方の実現に向け取り組みます。

5. 地域とともにある学校づくり

- 学校や家庭、地域との連携による教育力の向上に向けて、「学校・家庭・地域連携事業」を実施し、余裕教室等を活用した放課後の学習支援等に取り組みます。
- 保護者や地域住民等の協力のもと、保護者や地域住民等の意向を地域の公立学校の運営に活かす学校評議員制度の推進による地域とともにある学校づくりに取り組みます。

6. 学校給食の充実と食育の推進

- 学校給食の充実を図るため、今後とも給食費の徴収体制の強化を図ります。また、現在市内にある5施設の学校給食センターは全て老朽化が進んでいるため、新しい学校給食センター2施設への建替えを推進していきます。1つ目の新学校給食センターについては、平成30年度運用開始に向け取り組みます。
- 栄養教諭、栄養士を中心に学校全体で食育に取り組みます。また、年間を通して地元食材を活用した学校給食の提供が行えるよう、地産地消コーディネーターの配置等を進めるとともに、関係機関や地元生産者との連携を図ります。

7. 学校施設の整備及び学校跡利用の推進

- 安全・安心な教育環境を充実させるため、学校施設の耐震化及び老朽化の解消等、計画的かつ迅速な整備を図ります。
- 統合された学校跡については、地域の共通の財産としての活用の在り方について、地域住民の意見を取り入れ、地域振興に資する跡利用を推進します。

◆重点的に取り組む活動

- 学校・家庭・地域との連携による教育環境の充実
- 全国学力調査沖縄県1位をめざした学力の向上推進
- 屋我地小中一貫教育校の開校に向けた取組
- 教師の負担軽減に向けた取組
- 特別支援教育の拡充
- 現状及び時代に応じた情報教育等の充実
- 新学校給食センターの設置に向けた取組
- 「地産地消」の推進による学校給食・食育の充実
- 学校施設の整備

【目標数値】

指標	平成24年度 (実績)	平成30年度 (目標値)
屋我地小中一貫教育校の開校	—	開校
新学校給食センターの設置	—	設置
不登校児童生徒数	41人	33人
小中学校舎等の耐震化率	73.2%	100%



屋我地小中一貫教育推進市民懇話会



授業の様子

用語解説

※4 ICT(Information and Communication Technology)：「情報通信技術」の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。国際的にICTが定着していることなどから、日本でも近年ICTがITに代わる言葉として広まりつつある。

ITは、コンピューターやデータ通信に関する「情報技術」を意味し、パソコンやインターネットの操作方法から、それらを構成するハードウェア、ソフトウェアの応用技術までの幅広い範囲の総称である。日本では、2000年11月にIT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)が制定され、01年1月に「e-Japan戦略」が策定された頃からITという言葉が広まった。

施策3 社会教育の充実

施策のめざす方向

地域における社会教育活動の充実を図るため、各区・各地区の社会教育団体を支援します。また、地域公民館や中央公民館・図書館等の生涯学習施設の機能充実を図り、市民がそれぞれのライフステージにおいて学ぶことができる生涯学習活動を支援します。

経緯・現状

- ・青年会や婦人会等の社会教育団体では、活動は維持しているものの、都市化による人間関係の希薄化や過疎化による人口減少等により、区組織に加入する住民が減少しています。
- ・平成23年度より、市内全支所（羽地・久志・屋部・屋我地）に社会教育主事を配置し、各地域限定の広報紙の発刊等、地域情報の発信に取り組んでいます。
- ・「市民のひろば」や社会教育だより「心」、市ホームページ等の情報媒体を活用し、随時、生涯学習情報の提供を行っています。
- ・市内には、中央公民館、北部生涯学習推進センター等の生涯学習施設があり、また、「社会教育関係連絡会議」の開催により、各施設・団体・関係部署等の連携強化に取り組んでいます。
- ・中央公民館では、地域移動講座や出前講座による学習機会を提供しています。また、講座終了後のアンケート等に基づき、市民ニーズを踏まえた講座の開催に努めています。更に、市民からの提案による提案型講座の開催も行っています。
- ・平成24年度における中央図書館の蔵書数は321,476冊となっており、名護市民だけでなく広く北部住民への貸出も行っています。さらに、市域の広い本市においては、移動図書館が月1回32箇所を巡回しています。

【施策に関する市民の声】

- ・青年会のエイサーが盛んである。
- ・青年会・婦人会・子ども会・老人会等の社会教育団体の組織力が弱くなっている。
- ・地域行事へ参加する人が少ない。
- ・市のホームページや広報誌に、生涯学習情報が掲載されているが、情報が分散し整理されていないため、情報を求めている人に届いていない。
- ・生涯学習等の情報提供を、公共施設だけではなく、人の多く集まる民間施設等も行ってほしい。
- ・名護市内には中高生や社会人が学習できる場が少ない。
- ・小規模校では、子どもが集まり、活動する場所が少ないので、公民館を開放して欲しい。
- ・移動図書館が充実しており、中央図書館から遠い地域でも本が借りられて便利である。
- ・図書館の開館時間延長やネット予約を可能にしてほしい。
- ・図書館の返却期限を延ばしてほしい。

課

題

- ・時代に対応した社会教育団体の活動の支援
- ・地域公民館の積極的な活用の支援
- ・生涯学習機会や関連施設の情報収集・整理・提供
- ・生涯学習関連施設間の連携充実
- ・中央公民館の市民講座の充実と地域における展開
- ・市民が利用しやすい図書館運営

1. 地域活動の支援

- 青年会・婦人会・子ども会・老人会等の社会教育団体については、時代に対応した組織の在り方や支援方法について、それらの団体とともに考え、活動の活性化を支援します。
- 地域公民館等に対してコミュニティ助成事業^{※1}や他の地域公民館の活動の情報等を提供します。
- 各支所に配置されている社会教育主事を中心に地域活動への支援を行うとともに、地域情報紙の作成・配布等、地域の情報提供に取り組みます。

2. 生涯学習機会の情報提供と生涯学習施設等の連携充実

- 生涯学習機会や生涯学習施設に関する情報を一元的に管理し、市のホームページや広報誌「市民のひろば」等を通じて、市民へ生涯学習情報の提供を行います。また、生涯学習の成果発表や活動の周知等は、市民が多く利用する民間施設を活用するなど、情報提供方法の工夫に取り組みます。
- 社会教育関係連絡会議の開催及び拡充等により、生涯学習施設間の連携を図ります。

3. 公民館活動の充実

- 多様化する学習ニーズに対応した地域移動講座等の充実や市民提案型講座の開催を進めます。
- 市民の生涯学習活動として、学校開放や公民館の有効利用を推進します。また各種団体サークル活動を支援します。

4. 図書館機能の充実

- 地域における図書館活動の推進のため、移動図書館の充実や各支所・地域公民館への図書資料配架等、地域に開かれた図書館活動に取り組みます。
- 中央図書館では、「おはなし会」や上映会、講演会等図書館事業の充実を図るとともに、インターネットを活用したサービスの充実に取り組みます。
- 学校図書館司書と研究・協力し、子ども達の読書活動の充実に努めます。
- 図書館業務の一部民間委託等を検討し、開館時間の延長等、市民が利用しやすい図書館運営に取り組みます。

◆重点的に取り組む活動

- 社会教育団体の活動支援
- 生涯学習情報の提供方法の工夫
- 地域に密着した公民館の有効利用の推進

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
社会教育団体数・サークル団体数（累計）	479 団体	500 団体
公民館講座の受講者数及び講座数	3,024 人 25 講座	3,100 人 25 講座
図書館の利用登録者数（累計）	46,673 人	55,500 人
図書館の年間貸出件数（図書、DVD等）（累計）	318,167 件	424,000 件

用語解説

※1 コミュニティ助成事業：財団法人自治総合センターが実施する宝くじの普及広報事業の1つ。一般コミュニティ助成事業・コミュニティセンター助成事業・地域防災組織育成助成事業・青少年健全育成助成事業・共生の地域づくり助成事業・地域の芸術環境づくり助成事業・地域国際化推進助成事業・活力ある地域づくり助成事業の8種類の事業がある。事業対象は、市区町村や自治会等のコミュニティ組織及びその連合体（事業によっては都道府県を含む）。

施策4 スポーツ・レクリエーション活動の充実

施策のめざす方向

いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に努めるとともに、市民に夢や希望を与え、その競技レベルの向上につながる競技スポーツ環境の整備に取り組みます。また、様々な目的でスポーツに親しむ市民が、スポーツ活動を通じて、老若男女・競技レベルを問わず交流できる環境の整備に取り組みます。

経緯・現状

- ・平成25年度から「名護市スポーツ推進計画」の策定に向けて取組を進めています。
- ・市内の公共スポーツ施設は、陸上競技場や野球場、体育館、サッカー・ラグビー場、多目的運動広場等32施設が整備されており、その大半は名護地域の市街地及びその周辺に立地しています。
- ・築50年以上が経過する陸上競技場は、平成24、25年度に改修工事を行い、市民がより親しみやすく、快適なスポーツ環境となりました。今後とも、老朽化の状況やニーズ等を踏まえた計画的な改修及び設備拡充が求められています。
- ・市内に約420団体が、スポーツを楽しむことを目的に、定期的・継続的に活動しています。
- ・平成25年度現在、スポーツ少年団は、バスケットボールや空手、バレーボール等23団体、423人が登録されています。
- ・昭和56年から、プロ野球球団が春季キャンプを行っているほか、野球・陸上競技の実業団、県外大学・高等学校の合宿等も行われています。
- ・名護高校ラグビー部や女子駅伝、ソフトテニス、北部農林高校レスリング部等、多様な種目での目覚ましい活躍が見られます。
- ・市体育協会には、3支部体協の他、陸上部や野球部、バレーボール部等の18の専門部があります。
- ・「名護市ワラビンピック」、「NAGO ハーフマラソン」等の各種競技大会を開催しています。
- ・スポーツ教室の参加者にアンケート調査を行い、新たなスポーツ教室を検討する際の参考にしています。
- ・第25回記念大会となった「ツール・ド・おきなわ2013」では、県内外から約4,125名が参加し、本市や周辺市町村をにぎわせました。
- ・名護・やんばるツーデーマーチは、県内外のウォーカーが参加、自然に親しみ、親善と友好を深める中で心とからだの健康づくりを目的として実施され好評を博しています。

【施策に関する市民の声】

- ・スポーツ活動が盛んである。
- ・市民が公共のスポーツ施設を利用しやすいよう、手続きの簡略化や使用料の軽減など市民サービスを向上してほしい。
- ・小中高の縦のつながりが少ないので、交流の場・機会を増やしてほしい。
- ・部活動に力が入りすぎて勉強時間がない子どもがいるので、勉強とスポーツの両立をきちんと指導することが必要。
- ・児童生徒数の少ない小規模校では、部活動へ取り組む意欲があっても定員不足で活動ができない場合がある。
- ・陸上競技場が古く、競技大会開催時には駐車場も不足している。
- ・スポーツ施設が老朽化している。
- ・名護市はメタボリックシンドロームの割合が高いので、公園に健康づくりの器具・設備をつけてほしい。

課題

題

- ・スポーツ教室に対する市民ニーズの把握
- ・気軽にスポーツに親しむことのできる環境の整備
- ・競技スポーツの指導者の育成及び確保
- ・スポーツ施設の整備拡充

1. 生涯スポーツの充実

- 市民が日常生活の中にスポーツを取り入れ、健康の保持増進を図り、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、「名護市スポーツ推進計画」を策定し、各種事業を推進します。
- 各種スポーツ教室の開催や学校施設の開放等により、市民のスポーツ活動支援に取り組みます。また、市民がスポーツ施設を利用しやすいよう、施設提供のサービス向上に取り組みます。さらに、関係機関と連携し、ウォーキング等のスポーツを通して市民の健康及び体力づくりを推進します。
- 市民に対し意識調査を行う等、市民のスポーツに関するニーズの把握に取り組みます。
- 市民が身近な地域でスポーツを楽しむことができるよう、名護市教育委員会より委嘱された名護市スポーツ推進委員と連携し、レクリエーション・スポーツ移動教室の充実を図ります。

2. 夢を育む競技スポーツの推進

- ジュニアアスリートの育成・強化を図るために、スポーツ少年団の充実や市体育協会や学校体育団体、各種競技団体、名桜大学等との連携を図る等、専門性を有した質の高い指導者の育成・確保に取り組みます。
- スポーツイベントの開催等を通して、子どもたちのスポーツ活動を支援し、競技力の向上、競技団体の育成を図るとともに、青少年の健全育成を図ります。
- 子どもたちに夢を与え、その可能性を育むため、プロスポーツのキャンプやトップアスリートの合宿、公式大会の誘致に取り組みます。

3. スポーツ施設の整備拡充

- あらゆる世代が、様々な目的でスポーツに親しみ、スポーツを通じて交流ができるよう、スポーツ環境の整備や、既存施設の設備等の計画的な修繕及び維持管理に取り組みます。また、市民の健康づくりに資するよう、公園の機能充実に取り組みます。
- 多様なスポーツ・コンベンション(スポーツ大会、スポーツ合宿等)の振興を図るため、スポーツ施設の整備拡充に取り組みます。

◆重点的に取り組む活動

- スポーツ施設の市民利用を向上させるサービス提供の工夫
- あらゆる世代がスポーツに親しめるようなスポーツ施設の拡充
- 市民の健康づくりに資する公園の機能充実

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
スポーツ教室への参加者数	153 人	250 人
県民体育大会参加者数	356 人	380 人
スポーツ団体数	420 団体	425 団体
スポーツ施設の利用者数	417,148 人	430,000 人



ツール・ド・おきなわ 2013



NAGO ハーフマラソン

施策5 文化活動の充実

施策のめざす方向

本市の歴史的・文化的財産の保全・活用を図るとともに、市民参加による芸術文化活動を充実させ、市民が夢や希望を抱き、身近に親しむことのできる文化薫るまちをめざします。

経緯・現状

- 本市には国・県・市により指定及び選定、登録されている文化財が約80件所在しており、平成21年には「津嘉山酒造所施設」が、平成24年には「名護市嘉陽層の褶曲」がそれぞれ国指定重要文化財及び天然記念物の指定を受けました。
- 市内を3地域に区分し、「文化財散策マップ」を作成しました。散策マップは毎年1地域ずつ内容の更新を行っており、観光協会が主催するまちなか観光案内等においても活用されています。
- 名護市観光協会が主催するまちなか観光案内においては、同協会が認定する「名護さくらガイド」が観光案内等を行い活躍しています。
- 各区では豊年祭等の地域に根付いたユニークな伝統文化が継承されています。
- 埋蔵文化財は、これまでに「大堂原(うふど-ばる)貝塚」等で発掘調査が行われ、出土した遺物等は、旧羽地支所庁舎を利用して整理・保存していますが、保管場所の確保が困難な状況です。
- 市史は、本編・資料編等、これまで18巻中12巻が刊行されています。また、毎年「市史セミナー」や北部の高校生を対象とした「高校生とともに考えるやんばるの沖縄戦」(戦跡巡り)、字誌刊行支援を行い、市史の普及活動にも取り組んでいます。
- 町村合併資料のような歴史的価値のある公文書について整理・保存を行っています。今後、歴史的文書の扱いについて、庁内への周知強化が求められます。
- 博物館は築54年(平成25年現在)経過し、老朽化や狭小性、誰でも利用できる施設・設備の遅れなど市民ニーズに答えられない状況です。また、現在博物館収蔵庫では保管できないほど資料が膨らみ、市民の財産を後世に引き継ぐためには質・量とも勘案した収蔵庫が必要です。
- 博物館では友の会が設立され、活発な活動を展開し、市民と博物館が相互に支え合うつながりが深まりつつあります。
- 市民会館は築20年を経過しており、快適かつ安全に利用できるよう必要な修繕を随時行っています。また、子ども芸術支援事業やアウトリーチ事業^{*1}等を展開するとともに、文化協会等芸術文化活動を行う団体を支援し、市民文化の向上に努めています。

【施策に関する市民の声】

- 自然や歴史、文化等は活用する前に、保全が第一である。
- 歴史や自然、文化等を活用するためには、まず、情報の収集・整理、関係団体等との連携、市民への周知、ルールづくりが重要である。
- 市内に点在する文化的資源を観光と結びつけて活用してほしい。
- 小中高生の地域学習として、「名護さくらガイド」を活用してほしい。
- 子どもでもわかりやすく読める、名護市に関する本が少ない。
- 字誌の刊行が盛んである。
- 地元の歴史や貴重な資源を知らない人が多い。
- 文化の情報発信、調査研究を行う人材が少ない。
- 名護市史に歴史等がまとめられているが、内容が難しく市民にはわかりづらい。
- 文化施設を充実してほしい。

- ・ 伝統文化の継承・発展と市民文化の創造
- ・ 文化財等の保全と活用
- ・ 市史編さん資料及び歴史的公文書の保存と整理
- ・ 新博物館建設の推進
- ・ 市民会館の安全・快適な管理・運営
- ・ 芸術文化を身近に感じることができる環境づくり

具 体 的 な 取 組

1. 伝統文化の継承・発展と市民文化の創造

- 市民のまちに対する愛着を深めるため、文化財散策マップの定期的な更新等、名護市の文化・自然に関する情報収集・情報整理を行うとともに、関係団体等と連携を図りながら情報発信や活用のためのルールづくり等に取り組みます。また、散策道等の整備、案内板を設置し、名護市の歴史や自然、文化を体感できる環境づくりを推進します。
- 豊かなやんばるの自然を海外へ発信するため、世界遺産への登録をめざします。
- 市民の文化活動の支援や各種文化団体の育成等、市民文化の創造を推進します。
- 各区に伝わる地域伝統芸能や無形文化財の保存、民話の継承、字詠の編さん等への支援を行います。

2. 歴史的資料・文化財の保全・活用

- 希少で優れた文化財や市民生活に身近な文化財の保全を進め、「名護市 55 区すべてに指定文化財を」を目標に、自然や歴史・文化の両面から積極的に文化財指定の推進を図るとともに、活用に向けた周知に取り組みます。
- 「文化財めぐり」等によって市民が文化財に関する知識を習得できる環境づくりを行うとともに、市観光協会と連携して市民案内人の育成を進めます。また、育成した案内人が活躍する場の拡充を進めます。
- 諸開発による埋蔵文化財の消失を防ぐため、事前協議を推進するとともに市内の遺跡に関する調査・研究を継続的に実施します。また、調査・発掘による出土品を公開し、地域の歴史の情報を提供します。
- 市史の編さんについては「通史編」、「戦争編」、「戦後生活史編」、「自然と人編」、「名護やんばる大百科事典(仮称)」に取り組むとともに、編さん作業で蓄積された資料のデジタルアーカイブ化を進めます。また、平和学習等の教育普及活動も継続して実施します。
- 歴史的公文書の適切な収集・整理・保存に取り組み、市史編さん資料として活用します。



国指定重要文化財「津嘉山酒造所施設」



「名護市嘉陽層の褶曲」の見学会

3. 博物館運営の充実

- 市民や時代のニーズに対応しながら、やんばるのくらしと自然に根差した企画展、体験講座等の博物館活動や、市内各地へのアウトリーチ事業の実施等、博物館講座の充実を図ります。
- 『①資料収集・保存②調査研究③教育普及④展示等⑤連携』の5つの博物館活動の充実を図り、学校や研究施設、社会教育施設、活動団体・個人との連携を深めることで博物館機能の強化を図ります。
- 新しい博物館については、子どもから高齢者までが集うよう、文化活動の充実を図るとともに、観光施設及び地域を学習する施設として、文化活動の面からまちづくりに貢献する施設をめざし、整備に取り組みます。

4. 芸術文化の振興

- 市民会館については、市民の文化・芸術活動の拠点として安全・快適に利用できるよう、施設の適切な管理・修繕を行うとともに、時代のニーズに即した設備の導入等に取り組みます。
- 多くの市民が芸術文化に親しんでもらうため「地域密着型」、「市民参加型」の場づくりを行い、地域における芸術文化活動を支援します。
- 次代を担う青少年の育成、豊かな感性と感動する心を育むため、多彩な子どもたちの芸術文化事業の支援としてアウトリーチ事業等の拡充を図ります。また、若手芸術家の発掘・育成を推進し、芸術文化のすそ野の拡大を図ります。

◆重点的に取り組む活動

- 文化財の保全・活用及び周知
- 新名護博物館の建設
- アウトリーチ事業の拡充

【目標数値】

指標	平成 24 年度 (実績)	平成 30 年度 (目標値)
市史セミナーの参加者数	88 人	100 人
博物館の利用者数	15,563 人	16,000 人
子ども芸術支援事業（等）への参加者数（累計）	4,900 人	5,500 人

用語解説

※1 アウトリーチ事業：アウトリーチには、「地域への奉仕・援助・福祉活動」や「公的機関や団体の出張サービス」という意味があり、文化施設や芸術の観点では、日頃芸術や文化にふれる機会の少ない人々に対して、その生活の場に出向いて働きかける活動を指す。



学校での出前演奏（アウトリーチ事業）



名護ジュニアオーケストラの演奏



子ども芸術支援事業



市民とアーティストによる「名護ビックリスマスコンサート」（市民参加企画）



名護さくらガイド



ザトウクジラの資料収集（静岡県）